

取引適正化に関する労働組合の取り組み



日本労働組合総連合会（連合）
副事務局長 仁平 章

1. 2026春季生活闘争方針（抜粋）

2026春季生活闘争取り組みに向けた基盤整備

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、適切な価格転嫁・適正取引

- ①取適法（2026年1月1日施行）の周知徹底をはかるとともに、引き続き「労務費の適切な転嫁のための価格転嫁に関する指針」の周知強化と浸透に取り組む。連合の「取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト」などを活用して、自社の取り組み状況を点検し、適切な価格転嫁・適正取引を促す。また、連合は、公正取引委員会や中小企業庁と連携し、構成組織などの要望にもとづき、「適切な価格転嫁・適正取引のための出前相談会」を企画する。
- ②労働組合の立場からも「パートナーシップ構築宣言」のさらなる拡大をはかるとともに、「中小組合元気派宣言」の好事例などを参考に経営側に積極的な活用を促す。社内および取引先企業への周知を企業に求める。
- ③構成組織は、加盟組合の取り組み状況や課題を把握し、組織内外の情報・意見交換などに活用する。
- ④連合はそのエッセンスを集約し、政府・政党や経営者団体との懇談会などに活用し、機運の醸成と政策反映に結びつける。また、公正取引委員会や中小企業庁の実態調査の結果などを踏まえ、政策効果を検証し、要請活動を行う。
- ⑤地方版政労使会議や連合プラットフォーム等の場を活用し、魅力ある地域づくりと中小企業の役割など幅広い視野で理解を深めるとともに、中小企業などへの各種支援策の周知・活用促進とさらなる拡充に取り組む。

2. 連合の「取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト」

取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト

- 賃上げに向けた基盤整備として「取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト」を作成し、構成組織・加盟組合へ展開した。
- 自社の取り組み状況を点検し、発注者、受注者双方の立場から、価格転嫁・適正取引を促している。

連合HPに掲載しています。


2026春季生活闘争


取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト

OKなら
チェック!!

すべてチェック☑をつけることができるか確認しましょう！		労働組合	事業主
宣言	① パートナーシップ構築宣言を実施済である。	☑	☐
取適法	② 2026年1月1日に施行される「中小受託取引適正化法（取適法）」の内容を理解しており、関係部署や調達部門などに周知徹底している。	☐	☐
指針	③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の内容を理解しており、関係部署や調達部門などに周知徹底している。	☐	☐
価格交渉	④ 価格交渉促進月間（3月・9月）を知っている。	☐	☐
	⑤ 直近1年間で、取引先との価格交渉を実施した。	☐	☐
	⑥ 価格転嫁すべき費用の目安額を把握し、次の価格交渉の準備ができています。	☐	☐
	⑦ 価格交渉および価格転嫁の実施状況について、業種別ランキングにより所属する業種・業界の立ち位置を把握している。	☐	☐
ガイドライン等 重点課題	⑧ （所属する業種・業界に）「業種別ガイドライン」や「自主行動計画」があり、その内容を理解している。	☐	☐
	⑨ しわ寄せ防止総合対策として、働き方を阻害する不当な行為（無理な発注、買いたたきなど）をしないよう、関係部門や調達部門などに周知徹底している。	☐	☐
公表資料	⑩ （中小企業庁）価格交渉・価格転嫁の評価を記載した実名リストについて、その内容を理解し、労使で点検している。	☐	☐
	⑪ （公正取引委員会）価格転嫁円滑化に関する特別調査の結果を踏まえた事業者名の公表について、その内容を理解し、労使で点検している。	☐	☐
協労使	⑫ 経営協議会や労使協議会などで、会社・事業所の対応状況を点検している。	☐	☐

働く人向けの情報満載！連合ホームページをぜひご覧ください！
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/>



【取引適正化・価格転嫁に関するチェックリストとは？】
取引の適正化や価格転嫁を進めるうえで重要なポイントになる事項だから、改めて点検してみよう！

●：受注者 ●：発注者

【あれ？おかしいな？と思ったら…】
公的機関の窓口にも相談してみよう！
取引かけこみ寺 TEL / 0120-418-618
よろず支援拠点全国本部 TEL / 03-5470-1581

すべて
確認してみよう！


3. 価格転嫁と賃上げ

○ 価格転嫁に関する労使の情報共有や価格転嫁の有無により、賃上げに差が見られる

【価格転嫁の有無別】

	価格転嫁できた ※1	価格転嫁できて いない ※2	差額
構造維持分	4,655	4,255	400
ベア	10,141	8,672	1,469
(単組数)	176	36	
平均賃上げ	14,345	12,791	1,555
(単組数)	210	41	

※1 Q18項目別価格交渉の結果で、1.労務費・固定費、2.原材料費・部品価格、3.エネルギー価格のいずれかで「ほぼ全額転嫁」または「半分程度転嫁」と回答

※2 Q18項目別価格交渉の結果で、1.労務費・固定費、2.原材料費・部品価格、3.エネルギー価格のいずれでも「ほぼ全額」「半分程度転嫁」はなく、いずれかで「一部（1/3未満）転嫁」または「転嫁できず」と回答

(出所) JAM「2026春季生活闘争結果（5/8付春季生活闘争⑰、第54回景況調査報告）

【価格転嫁に関する労使の情報交換の有無別】

(単純平均)

	あった	妥結額	率	なかった	妥結額	率
トラック	17	10,116	3.77	17	5,870	2.85
軌道・バス	6	14,806	7.03	6	12,866	5.45
ハイ・タク						
自動車学校	2	7,585	3.52	1	6,000	2.07
一般業種	3	8,239	3.66	7	7,552	3.20
総計	28	10,739	4.44	31	7,608	3.40

*ベース賃金が明らかな組合のみ集計。「あった」には「転嫁の推進を要請した」を含む

(出所) 交通労連「2026春季生活闘争の状況について（7月10日現在）」

4. 出前相談会（出張！トリテキ会議）の開催

【連合ONLINE 2026年2月20日掲載の記事の抜粋】

https://www.jtuc-rengo.or.jp/rengo_online/2026/02/20/8675/

「運賃上げられず廃業、倒産も」
産別が価格転嫁の相談会開催－苦境訴える声が相次ぐ－

取適法 2026年1月施行

「運賃上げられず廃業、倒産も」

価格転嫁の相談会開催

苦境訴える声相次ぐ



出前相談会は、取適法の概要を説明し価格転嫁に向けた課題を話し合うことを目的としており、連合の呼びかけで12月から順次、各産別で開かれている。2025年12月中旬、第一弾としてトラックやバス、タクシーなど交通運輸産業の産別労働組合である交通労連が相談会を開催した。



交通労連「出前相談会」

4. 出前相談会（出張！トリテキ会議）の開催 参加者からの主な意見

<開催例① 交通労連>

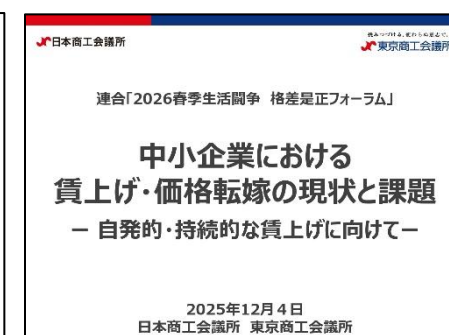
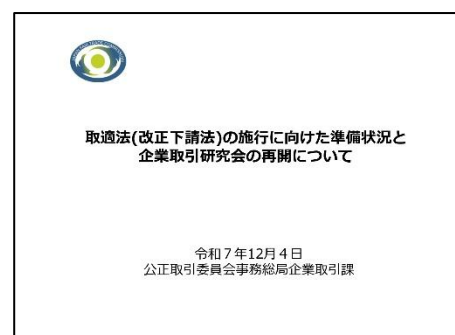
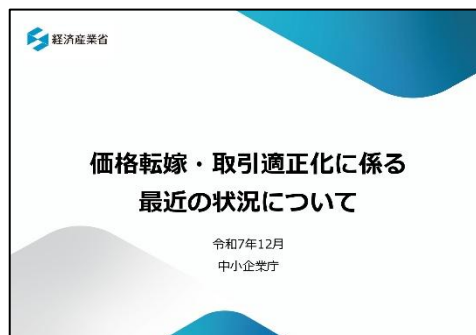
- この業界は、運賃をなかなか上げられない中でも産業として持続可能とはいえない状況が続き、倒産・廃業する企業もみられる。事態を少しでも改善するため、特定運送委託が取適法の対象となったことは歓迎している。
- ドライバーの待遇改善が進まず、他産業への人財の流出が加速すれば、配送量を制限するといった動きが他社にも広がり、国内経済にも悪影響をあたえかねない。
- 発注した発荷主だけではなく、配送先である着荷主の倉庫でも、荷物の整理などの付随業務が日常的に発生している。
- 業界の課題を行政の担当者に伝える有益な機会になった。現場の声を政策に反映して欲しい。
- 労働者の立場としても、法改正の趣旨を理解し、経営側が適切な価格転嫁を実現出来ているかチェックする役目を果たさなければならない。
- 労働組合としては経営側に対して、発注者に適正運賃を要求し労務費を確保するよう、繰り返し求め続けていく。

<開催例② 情報労連>

- 長年の商慣習で、適正な価格交渉が行われず受託企業が不利な扱いを受けるケースも多い。
- 価格協議が行われているものの、最低賃金や仕入れ価格の上昇を踏まえた、実効性のある価格調整につながっていない場合もある。
- 慣行として定着している運用が果たして適切なのか、発注者側にも改めて見直す姿勢が必要。
- 中小同士の交渉は、協議によってではなく過去から続く慣行や日頃の付き合いでの“貸し借り”のような関係で決まりがち。
- 出前相談会を通じて、価格転嫁の必要性をインプットし、取引を適正化する風潮を醸成したい。

5. 2026春季生活闘争 格差是正フォーラム

○ 2025年12月4日、2026春季生活闘争 格差是正フォーラムを開催
～中小企業が賃上げしやすい環境整備と労働組合の行動の必要性を認識共有～



- 講演 1：価格転嫁・取引適正化に係る最近の状況について
経済産業省 中小企業庁 事業環境部 小高篤志 取引課長
- 講演 2：取適法（改正下請法）の施行に向けた準備状況と企業取引研究会の再開
公正取引委員会 事務総局 柴山豊樹 企業取引課長
- 講演 3：中小企業における賃上げ・価格転嫁の現状と課題
～自発的・持続的な賃上げに向けて～
日本・東京商工会議所 産業政策第二部 清田素弘 担当部長



格差是正フォーラム
フード連合×UAゼンセン

「取引慣行に関する実態調査」 格差是正の取り組み



産業政策局長 雪野

調査の概要

調査目的

取引現場における問題となり得る事例を集約し、現場の声として公正取引委員会をはじめとする各方面へ伝え、改善を求める。

調査の方法

「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」をベースに、14の取引の種類・形態において問題となり得る事例の発生状況を確認した。

調査期間

2024年9月～10月

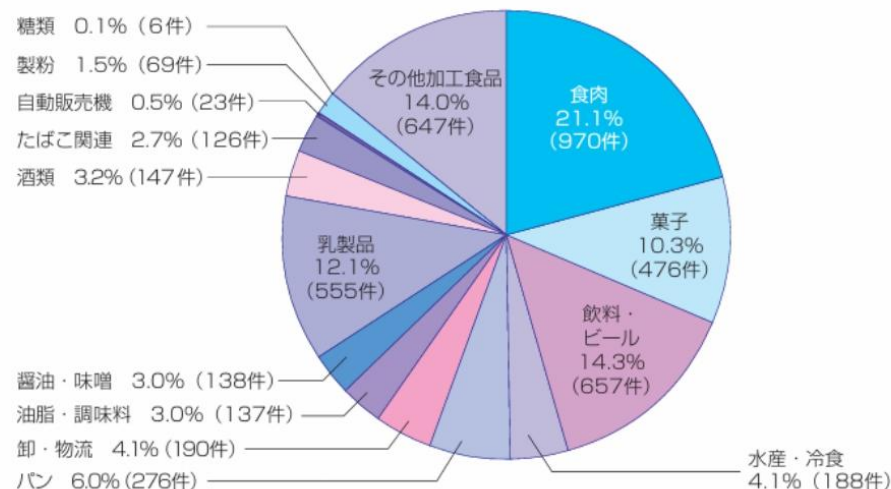
回答件数

回答総数：4,615件
「問題となり得る取引事例」の発生総数：1,960件

回答企業数

100社

回答者の担当商材



5. 2026春季生活闘争 格差是正フォーラム

14の 問題となり得る 取引事例

独占禁止法や下請法、「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」を基にして問題となり得る事例、望ましい取引事例を整理しています。これらの事例は法令違反に該当するおそれもあります。

01

前提が異なる場合の 同一単価による発注

- 大量発注を前提とした割安な単価の見積りを、その後の大幅に少ない発注数量の取引単価としても一方的に決められた。

02

包材（フィルム等）の 費用負担

- 取引先から製造委託を受けて包材を調達したにも関わらず、販売不振により使わなくなった包材の代金を小売業者に負担してもらえなかった。
- 取引先の要請で包材のデザインを変更したにも関わらず、かかった経費を負担してもらえなかった。

03

合理的な根拠のない 価格決定

- 取引先の特売期間に対応した通常より大幅に低い価格を、特売期間終了後も継続を求められ、一方的にその価格を押し付けられた。
- 協賛金の徴収という名目で、取引先が事前の相談なく伝票上で納品価格を勝手に引下げる操作を行なった。

04

原材料価格等の上昇時の 取引価格改定

- 大幅な原材料価格高騰にあたり、資料を基に値上げ要請をしたが、納品価格を一方的に据え置かれた。
- 取引先からの急な発注に対応するため、人件費、物流費等のコストが大幅に増加したにも関わらず、従来の納品価格のまま据え置かれた。

05

物流センター使用料等の 負担

- 合理的な根拠が示されることなく、著しく高額な物流センター使用料（センターフィー）やコンテナリース料を徴収された。

06

協賛金（リベート）の 負担

- 販売目標の達成に見合って負担する協賛金を目標達成とは無関係に別名目で徴収された。
- 納得できる算出基準や根拠の明示がないまま、販売量とは関係なく、一律に毎月売上高の〇%に相当する額の協賛金を徴収された。

07

店舗到着後の破損処理

- どの時点で破損したか特定できず、小売業者から言われるままに返品や交換に応じざるを得ない。
- 破損による欠品を防ぐため、小売業者から予備の商品を無償で提供するように要求され、買取りを求めても受け入れてもらえない。

08

短納期での発注 発注キャンセル

- リードタイムが短く無理な注文に応えることを余儀なくされ、結果として見込み生産による余剰が発生した。
- 前日発注対応のため見込み生産を行なっているが、受注が少なればロスが生じ、受注が多ければ追加生産作業となり、人的コストが発生する。

09

受発注システム使用料等の 徴収

- 取引先側が持つシステムの利用料に関する明確な説明がなく、受発注データ1行につき1～2円で徴収される。

10

物の購入強制 （押付販売）

- 取引先の営業担当者から、前年実績を引き合いに出しつつ、季節商品の購入数量の報告を求められ、断れない。

11

従業員の派遣、役務の提供 （不当な労務提供）

- 商品の搬入、陳列、棚卸し等、自社の直接の利益にならない業務を取引先で行なうために無償で働かざるを得なかった。

12

客寄せのための 納品価格の不当な引下げ

- 取引先Aが、納品価格を下回る価格で商品を販売。別の取引先Bから、これを引き合いに、同様の商品の納品価格を引下げよう一方的に要求され、断ることができない。

13

プライベートブランド（PB） 商品をめぐる 不利な取引条件の設定

- PB商品の製造にあたり、ナショナルブランド（NB）商品と同水準の原材料の使用を求められるにも関わらず、取引先からNB商品より著しく低い価格を一方的に設定された。

14

不当な返品

- メーカーが定めた賞味期限とは別に、取引先が独自にこれより短い販売期限を定め、その販売期限を経過したことを理由に返品された。
- 返品条件を取り決めていないのに、段ボールの軽度な汚破損商品、売れ残った商品、店舗改装時の商品入れ替えに伴い在庫となった商品等を返品された。

「対等な取引」でも、
コスト転嫁は
言い出しにくい

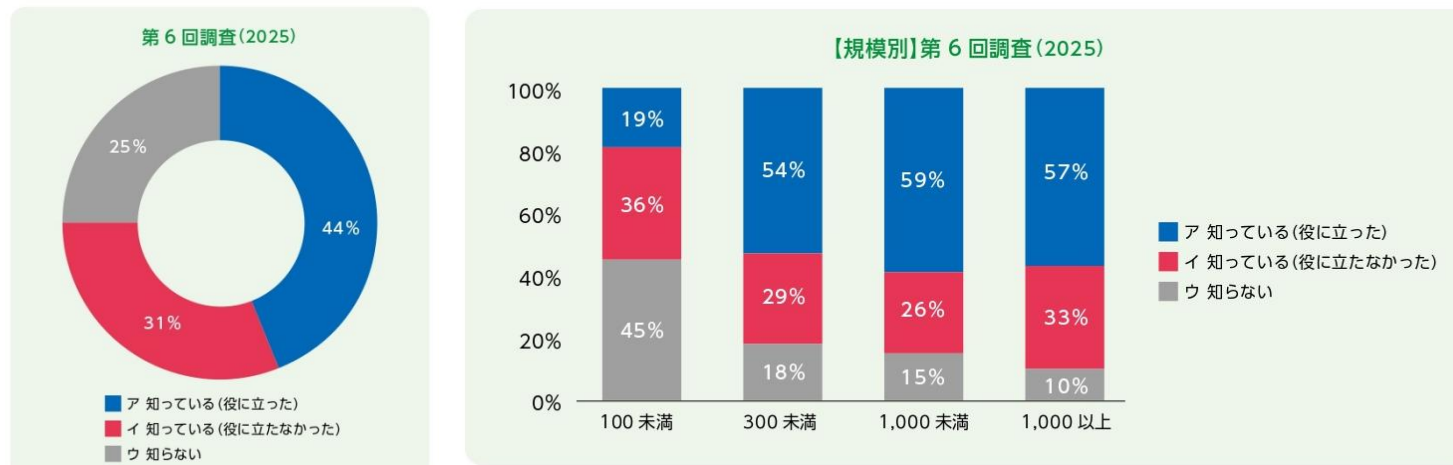
件数順	問題となり得る取引事例	発生件数	割合
①	06 協賛金（リベート）の負担	242件	12.3%
②	07 店舗到着後の破損処理	231件	11.8%
③	04 原材料価格等の上昇時の取引価格改定	218件	11.1%
④	14 不当な返品	166件	8.5%
⑤	08 短納期での発注・発注キャンセル	169件	8.6%
⑥	11 従業員の派遣・役務の提供（不当な労務提供）	162件	8.3%
⑦	05 物流センター使用料等の負担	144件	7.3%
⑧	12 客寄せのための納品価格の不当な引下げ	138件	7.0%
⑨	03 合理的な根拠のない価格決定	138件	7.0%
⑩	01 前提が異なる場合の同一単価による発注	124件	6.3%
⑪	10 物の購入強制（押付販売）	103件	5.2%
⑫	09 受発注システム使用料等の徴収	53件	2.7%
⑬	02 包材（フィルム等）の費用負担	39件	2.0%
⑭	13 プライベートブランド（PB）商品をめぐる不利な取引条件の設定	36件	1.8%

【自由記述欄に寄せられた具体的な声の例】

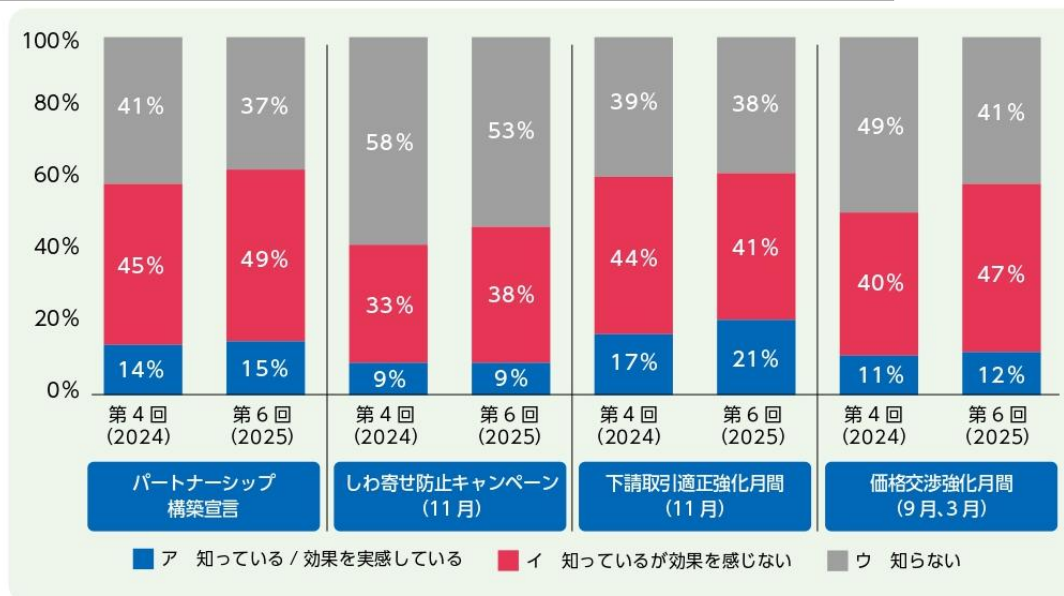
- ・ 競合他社の販売価格を理由に、コストの根拠を示しても価格改定に応じてもらえない。
- ・ 希望小売価格の上昇分や物流費・製造コストの上昇分の価格転嫁を認めてもらえず、その分をメーカー側で吸収せざるを得ない。
- ・ 事前にリードタイムを伝えていても無理な発注や急なキャンセルが繰り返され、残業代や在庫ロスが出ても「企業努力が足りない」と言われ、こちらの負担になっている。
- ・ ギフトや特売終了後の売れ残りは当然のように返品され、返品・値引きのコストはメーカーが負担するのが当たり前になっている。

6. 適正取引の推進に向けた政府の取り組み 構成組織内の認知度調査結果

(1) 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について

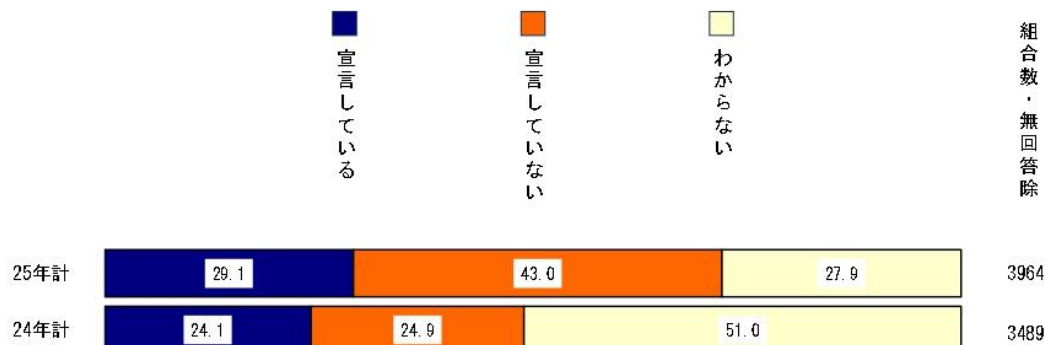


(2) 適正取引の推進に向けた政府の各種取り組みについて



7. 連合「2025年度労働条件等の点検に関する調査（全単組調査）」

第4-1図 会社・事業体によるパートナーシップ構築宣言の宣言



第4-1表 会社・事業体によるパートナーシップ構築宣言の宣言

【「宣言している」の比率】

		宣言している	宣言していない	わからない	組合数・無回答除	24年
25年計		29.1	43.0	27.9	3964	24.1
企業規模別	29人以下	12.7	38.8	48.5	394	10.1
	30～99人	17.2	46.0	36.8	807	14.6
	100～299人	19.5	52.4	28.1	1109	15.7
	300～999人	35.1	42.8	22.1	877	28.4
	1000～2999人	49.7	33.2	17.1	449	45.2
	3000人以上	65.9	23.2	11.0	328	62.0